

関税法施行規則及び関税暫定措置法施行規則の一部を
改正する省令案要旨

- 1．関税暫定措置法の一部改正に伴い、特恵関税制度について新たに特恵関税の対象となった品目につき、必要に応じて、特恵原産地の認定基準となる実質的な変更を加える加工又は製造を新設する等所要の規定の整備を行うこととする。（関税暫定措置法施行規則第9条及び別表関係）
- 2．その他所要の規定の整備を行うこととする。
- 3．この省令は、平成15年4月1日から施行することとする。